

尼崎市介護医療院整備法人選定審査項目

		審 査 項 目	
大 区 分	中 区 分	小 区 分	
基本的 事項	1. 事業実施の趣旨 (応募動機)の確認	No.1	・募集に応募した動機に対する評価ができる。
		No.2	・理事長・施設長の姿勢
	2. 基本理念及び 運営方針	No.3	・社会福祉を目的とする事業として基本理念が明確である。 ・施設運営方針等の確認
		No.4	・法人の医療提供サービス及び介護サービス事業の実績
財務 関係	3. 資金計画	No.5	・全体の資金計画に無理がなく、適正な計画である。
		No.6	・自己資金・寄附金等の確保が確実である。
		No.7	・償還計画が適当である。
		No.8	・ホテルコストが適当である。
		No.9	・運転資金は確保されている。

審 査 項 目

大 区 分	中 区 分	小 区 分	
	4. 経営・財務	No. 10	・ 法人会計の執行状況が妥当である。
		No. 11	・ 事業費計画が妥当である。
運 営 関 係	5. 施設(法人)運営	No. 12	・ 事業運営に特色や工夫が見られる。
		No. 13	・ 地域住民らの同意等
		No. 14	・ 安心・安全性への配慮
		No. 15	・ 役員構成
	6. 利用者サービス	No. 16	・ 利用者や家族の意見・苦情・相談等の体制
		No. 17	・ 利用者の意向を聴取し、自己決定、自己選択できる仕組みができています。
		No. 18	・ 利用者が施設で生活を楽しむ工夫
		No. 19	・ 法人が提供するサービスに関する情報提供

審 査 項 目

大 区 分	中 区 分	小 区 分	
		No. 20	・サービスの質の向上
		No. 21	・施設長としての資格、実績や適性 ・職員の確保 ・職員研修体制 ・職員ローテーション体制
	7. 職員体制	No. 22	・地域住民との協調性を有している。
		No. 23	・関係機関との連携や協調を図る方法は妥当か。
		No. 24	・交通の利便性
	8. 地域性	No. 25	・法令等に定める施設整備基準に合致しているか。 ・施設の規模・構造が適当である。
No. 26		施設内の動線に工夫が見られるか	
No. 27		・確実に用地が取得できるか。	
No. 28		・敷地面積 ・危険地域等に指定されていないか。 ・上下水道が完備されているか。	
No. 29		・施設内の緑化等適当な環境が整備されている。	
整備関係	9. 整備基準の適合性	No. 25	・法令等に定める施設整備基準に合致しているか。 ・施設の規模・構造が適当である。
		No. 26	施設内の動線に工夫が見られるか
	10. 用地の確保	No. 27	・確実に用地が取得できるか。
		No. 28	・敷地面積 ・危険地域等に指定されていないか。 ・上下水道が完備されているか。
		No. 29	・施設内の緑化等適当な環境が整備されている。
11. 環境・地域への配慮	No. 29	・施設内の緑化等適当な環境が整備されている。	

審 査 項 目

大 区 分	中 区 分	小 区 分	
	1 2. 利用者への配慮	No. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の施設配置がすぐれている。 ・利用者の居住性・利便性・快適性に配慮している。 ・職員のためのスペースが確保されている。
	1 3. 安全性への配慮	No. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防火・安全対策に十分配慮されている。
その他	1 4. 特記事項	No. 32	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が定める医療区分2,3の疾患を有する利用者の受け入れ態勢が整っているか。